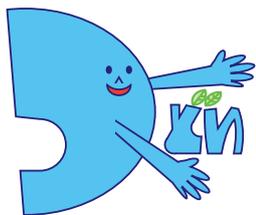


法人広報誌



平成30年度 新成人を祝う会

～つどいの家では、今年度新たに5名の方が成人の仲間入りをしました。～

想いが詰まったメッセージを
読み上げていたお母さんが、
言葉に詰まると「がんばって」
と声を掛けるやさしい庄子雅
哉さんでした。



祝う会では緊張することなく平常心で
終えた小室直人さん。
また一歩大人の階段を上ったようです。



成人になった目標…運動する！
いつもニコニコな丹野俊さん。
当日も笑顔全開でとても楽し
そうでした。

元気に毎日を過ごすことを
目標に掲げた後藤聖也さん。
カメラを見つめた表情は少し
緊張気味でしたがご両親と
一緒に素敵な記念撮影。



長岡美空さんはこの日が来るのをとても
楽しみにしていました。
そして当日の満面の笑顔です。先輩から
お借りした晴れ着とても素敵でした。

どんな命でも存在することに意義がある。

～「死ねば良かったのにねえ」への道は許せない～

つどいの家 理事長 下郡山 和子



どんな命でも存在することに意義がある。旧優生保護法によって強制的に避妊手術を受けさせられた人がいて、その人たちが国の責任を問うて裁判を起こしたというニュースを見て「あーやっ、当事者が声を上げることが出来る時代になったのだ」と思った。勇気ある訴訟者に敬意を表したい。

この問題は、根深くて辛い。しょうがいのある当事者やその家族は、その「不良な子孫の出生を防ぐために」という魔術師のような言葉に、思考不能に陥ってしまうのだ。「そうか、しょうがいがあるという事は、人に迷惑を掛けることなのか」と……。巧妙にしょうがい者は、社会のお荷物なのだと思うせて、人としての権利を奪うなんてもってのほかだ。

当事者も家族も油断をしてはならない。しっかり、目を見開くことだ。

国が人を差別し、都合の悪い人の出生を阻んだ代表的な例が、ナチスドイツのユダヤ人迫害やしょうがい者抹殺計画である。その悲惨な歴史から得た教訓を、為政者たちは学んできたはずだが…

優生保護法は、1948年に、日本国憲法が示唆する民主主義思想や個人の尊重・人権意識が広く国民に浸透されぬままに作られた法律である。戦後、天皇は人間宣言をして、貴族や華族制度はなくなったが、まだ、国民は、人の出自や、職業、性などによる差別意識をひきずっていた。

戦争直後の日本は貧しく、誰もが食べるにも事欠いていた。国としては、経済政策を押し進める必要があり、福祉施策のために係る財源をあまり増やしたくなかったのだろう。「生産性」や「経済効率」をキーワードに、日本は、発展してきたのだ。

実は、私も、旧優生保護法のとぼっちりを受けて、次男の出生を阻まれそうになった経験がある。私の長女娘は、重症心身障害児と診断された。当時は、この子たちを救うヘルパー制度や、通園施設などの福祉的支援は何もなくて、母親が孤軍奮闘して育てるしかなかった。医療が必要なので、通院するのも大変だった。勿論医療費補助などがない時代だったから脳波検査をした月は、家計も苦しく食費もままならぬ程に貧乏した。私は、辛いとも思わなかったが、世間には差別があり、下の子が、近所の子にいじめられることもあった。それでもそのうちしょうがいのある娘を理解して、受け入れてくれる社会が来るはずと楽観していた。

しかし世間では経済成長に伴う、都市化・核

家族化などにより、差別や子育ての厳しさに苦しむしょうがい児を抱えた母子の心中や子殺しが頻発するようになった。社会問題となり、家族救済の世論が巻き上がった。親の会や医療関係者の運動もあり、国は、空床が目立ち始めた国立結核病院に重症児病棟を設けた。

娘が4歳、息子が2歳半になった1967年のある日、保健婦が訪ねて来て、その重症児病棟に、娘を入所させることを勧めに来た。病棟は、かけがえのない一人の人間としての命を守ることを第一に設置されたに違いないが、その時の保健婦の言葉に引っかかった。曰く「こういう子がいると、弟さんが可愛そうですよ。学校に行く頃になるといじめられるし、結婚にもひびく…」。当時の施設の考え方は、まさに、しょうがい者を社会から切り離し収容する考え方が前面に出ていた。私は、「娘を社会から隔離するっていうこと？それは姥捨てじゃない」と反発し、入所施設には入れないと、心の中で誓った。娘がいることがマイナスならプラスに見せると……。

1968年、第3子を身籠った。児童相談所の職員が訪ねて来て、「不幸な子が生まれるかもしれないから」といって、暗に中絶を進めた。しょうがいは遺伝によるという偏見があるらしい。親戚の者も「二人の子育てでも大変なのだから、しょうがいのある姉がいると云えば優生保護法で簡単に手術できるよ」といった。悲しかった。とんでもない法律ができたと思った。この法律は、人権侵害を公然と行う差別を助長するものだったと思う。

私は助言を振り切って産んだ。そうして生まれた次男は、今、私の一番の理解者である。孫も元気だ。

また、長男は小学2年生となり、息子の同級生の母親も遊びに来るようになった。そんなある日、娘のしょうがいについて尋ねられ、経過を話すと、私の事を気の毒そうに見て「大人になったら、月経はどうするの、あんたが世話しなければならぬんだよね」と、まるで汚いものとはばかりに言った「いっそ入院したその時に死ねば良かったのにね」…と。悪気もなく、すっかり同情の様子で言った。怒りを感じるよりも驚いた。一般の人の障がいの理解はそんなものかと…じわりじわりと広がる悲しみと共に、この理不尽と闘っていこうと、覚悟が決まった。

そして、重いしょうがいのある人も地域で生きることを実現したいという仲間の運動が実ってつどいの家の今がある。

旧優生保護法

「不良な子孫の出生を防止する」という目的のため優生保護法下で行われてきた強制的な不妊手術や中絶手術。優生保護法では遺伝性の疾患のある人や障がいのある人を不良な因子としていました。昨年から全国各地で国に賠償を求める裁判が始まり、国は被害を受けた人の被害の回復について、議論を進めているところです。

今回は、保護者・職員から優生保護法や、一連のニュースについて思うこと、感じたこと等について聞いてみました。

つどいの家・アプリ 保護者 阿部 悠紀子

訴訟に踏み切った人のニュースを見て、その勇気に胸打たれると同時に、知らないということは、本当に怖いことだと思った。自分自身の無知さについてである。

障害のある娘を育てながらも「旧優生保護法」がいつ「母体保護法」に変わったのかさえ、気づかないまま過ごしてきた自分が恥ずかしかった。

優生上の見地から、①不良な子孫の出生を防止する。とともに②母性の生命と健康を保護するためというたい文句で、本人の同意がなくても不妊手術をすることができて何?! 何で?! これが優生保護法として、1948年から1996年まで法律として現存し、多くの障害者が自分の知らないうちに、あるいは強制的に不妊手術をさせられる根拠となったのである。これには、びっくりして言葉も出ない。

ところで、「旧優生保護法」でいう「不良な子孫の出生」って何? 重い障害を持って生まれ

て来たけれど、かけがえのない我が家の長女の「命」を「不良な子孫の出生」だなんて国や、法律に言って欲しくないし、言わせない。

長女が小学4年で初潮を迎えた時、一瞬切なさで、胸がいっぱいになったけれど、「健常児に負けなくらい、栄養と一緒に愛情も与えて育てたからだ。」と誇りに思った。

そして長女が、40歳を過ぎると子宮筋腫が見つかり、悪性化する恐れもあるからだろうが、簡単に「どこか、子宮をそっくり取ってくれる病院ないかしら?」という婦人科の医者もいたけれど、「女性として年相応に更年期もあって、普通なんですよ。」と、人間として見てくれる婦人科の医者もいた。

訴訟に踏み切った方々も、傷ついた体や心は、裁判では戻らないけれど、人間の心の叫びを、国や世の中へ訴えているのだろうと、他人ごとではなく、見守っていきたい。

つどいの家・コペル 保護者 野村 昌恒

優生保護法についてはラジオで聞いたことがありました。手術を受けた人が約4700人といわれていますが、本当の数はまだまだ多いと思います。家族の同意があったのか、医者の判断だけで手術がされたのかは分からないけど、考えられないことだと思っています。

今、息子は車椅子で生活していますが、20歳まで自転車に乗って出掛けて歩いていました。小さい頃は外へ出て遊ぶのが好きだったけど、その内に同年代の友達からも相手にされなことが多くなりました。善悪の判断力が有れば昌一の人生も変わっていたことでしょう。他の親からは「縛っておけ」「囲っておけ」と言われたこともあります。当時はなるべく迷惑かけないように、周りの人に気を遣い見せないように歩いていました。20歳の時に薬を調整するために半年間くらい入院しました。面会に行くたびに息子は「帰りたい」「帰りたい」と話していました。大部屋での集団生活だったから色々なストレスがあったと思いますが、病院から逃げ出そうとして病院の2階から飛び降りて

大きな怪我を負いました。奇跡的に命は助かり、車椅子で生活しています。うちの子も若い頃テレビの影響もあって好奇心もありましたが、結婚したいと話したことはありません。

これからも息子と付き合いをしなくてはいけないので、長い目で見ていきたいと思っています。昔のことを悔やんでも悩んでも仕方がないと思っています。

時折、コペルから歩いて帰ることがあるけど、私も息子もすれ違う人に挨拶を行なっています。息子も「今日も暑いね」なんて話すこともあります。障がい者でない引きこもりの人も、家から出ないで過ごしていると聞きます。認知症やいろいろと介護が必要な方も増えている中で「お互い様」ということを大切にしていければと思います。自分の家さえ良ければと思う人もいるかもしれないけど、お互い様の気持ちを思えばよいと感じます。

【野村昌恒さんが語られた内容を記述しています。】

仙台つどいの家 保護者 高橋 豊

原稿依頼を受け、改めて知る良い機会になったと思っております。

終戦まもない(1948～1996)のもとで行われていた障害者の強制不妊手術、そのさまざまな過程についていま全国各地で声があがり、実態の掘り起こしが進められています。

一方賠償を求め一部裁判が開かれています。しかし、国は「手術から20年がすぎ賠償を求める権利は消滅しているなどとして訴えを退けるよう求めています」

そもそも「優生保護法」とはどんな法律だったのでしょうか、「優生上の見地から」不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命、健康を保護することを目的とし、つまり優生思想をもった法律だった訳です。障害のある人に、中絶や不妊手術をさせる条文があり、従って本人の同意がなくても不妊手術を行うことができたのです。本人の同意を得て行う規定もあったようですが、障害者の立場がとても弱かったということを考えれば、本心からの同意だったのかはとても疑問です。実態は限りなく強制に近かったことが分かっています。

法律のできた1948年は終戦後間もなく、食糧も家も不足している中でベビーブームが始まりかけ、国としては生まれる子どもの数を減らしたかった優生政策でもあった訳で、生まれ

る子どもの数を減らすからこそ、健康な子どもだけが産まれるように、障害のある人に子どもを産ませないという規定を設けたのだと思います。たとえば施設に入所しようという時に手術を勧められることがあったようです、介助の手間を減らすのが目的だったと考えられます。そういう中でも被害者であることを明かして行政に自分の手術記録の開示を求めるといこともされていますが、手術から何十年もたってしまったので、証拠になる資料というものはとても見つかりにくくなっています。厚生労働省は引き続き都道府県に「記録を探して出して保全するように」「医療機関や障害者施設など広い範囲を探すように」通知で求めています。また、厚生労働省、都道府県に窓口が設置されているようです。

優生保護法のような人権を侵害する法律があったということ自体が、差別や偏見を作ってしまったといえると思います、国は優生保護法が間違っていたと、それを認めて、被害者に謝罪と補償をしてもらいたい。これらの影響として「障害があることは不幸なんだ」というような偏見が今も根深いような気がします。国には差別をなくす政策を早急につくって貰いたいと切に願います。

つどいの家・コペル職員 加藤 仁

優れた生、とは誰が判断するのでしょうか。

旧優生保護法による強制不妊手術は、明治時代でも、戦前でもなく、戦後の日本で90年代まで、都道府県がその件数を競うようにして公然と行なっていたことです。私は恥ずかしながら、昨年、宮城県で被害者が提訴した報道が出るまでこの事実をまったく知りませんでした。その後、ラジオや新聞などで、この法律と実際の運用の実態や被害者の体験談などを詳しく知りました。

当時の厚生省が出した通達の中に強制不妊手術のためには「欺罔などの手段を用いても差し支えない」とあります。

「欺罔」(ぎもう)という聞きなれない言葉の意味を調べると「人を欺き、だますこと」とあります。つまり、強制不妊手術をするために国が当事者をだますことを推奨しているのです。この法律の背景にあるのは、国による戦後の人口政策と優生思想と言われています。優生思想は平成28年に起きたやまゆり園事件の時にも、犯行の動機としてクローズアップされた思想です。私自身その後、ナチスの優生思想やT4作戦

などについて調べました。彼らが行なった蛮行について深く知れば知るほど、人間がここまで残酷になれるものかと、背筋が凍るような気持ちになりました。

規模や時代背景は違いますが、他の国でも同様の施策が堂々と行われていた時代があります。旧優生保護法とT4作戦に共通するのは、だれか特定の「悪い人」が行なったことではなく、行政、医師、福祉施設職員、家族、その他一般市民が関わっていたことです。

つまり、私たちでさえも自分の育った環境や思想、職業、立場、上下関係、時代背景など、その与えられた条件が違えば良心や忠誠、正義のもと、仕方ないという言葉とともに強制不妊手術を行なうことができるというわけです。

優れた生、とは誰が判断するのでしょうか。そもそも人はなにを持って「優れた」ことになるのか。出生前診断、ゲノム編集など、最近はそのことについて考えさせられるニュースが多くあります。その基準が生産性などという言葉だとしたら、私たちの暮らす社会はあまりにさみしい風景が広がっているのではないのでしょうか。

八木山つどいの家 保護者 高橋 和

旧優生保護法によって強制的に避妊手術を受けることを余儀なくされた人たちが国の責任を問う裁判を起こしている。国によって過去に侵害された個人の尊厳が回復されなければならないということは当然のこととして、この問題の根深さを思わずにはいられない。アン・アラーは『障害：誰のハンディキャップ?』という著書のなかで、なぜ障害者が社会から排除されるのかという問題を、社会にとっての有用性という観点から障害者とそうでない人との間に一線が引かれると指摘している。すなわち障害者というレッテルを貼っているのは社会の側であって障害者の側ではないということである。

そもそも障害者だから何かをしてはいけないという規制はおかしいのではないかと思う。妊娠・出産のみならず、自分のこともできないのに結婚なんてダメと言われるが、なぜダメなのだろうか。障害者だからいつも品行方正であらねばならないのか。誰かに助けてもらって暮らせるのであれば、ひとり暮らしだって、結婚も子育ても自然な営みだと思う。社会的負担を理由に障害者の権利を制限することが当然と考える人は、自分が税金を払うだけで社会的に何にも依存することなく生活をしていると言い切れるのだろうか。

近年、発達障害が注目されている。コミュニ

ケーションがとりづらい人は少なからずいる。その人たちが発達障害という障害者となるのか、単にちょっとめんどくさい人で終わってしまうのか、境界線なんて曖昧である。生活するうえでどうしても困ったことがあれば「障害者」として支援をうければいいが、ちょっとしたコミュニケーションの不足を発達障害として対話を試みないのであれば、障害は本人の問題ではなく、周りの人によって問題とされているに過ぎない。すなわち「健常者」による「障害者」の排除を障害を理由にして、責任転嫁をしているだけである。障害者と健常者の境界線は曖昧であり、かつ恣意的である。国家や社会によって有益であるかどうかという思考は、個人の尊厳の基準を国益という尺度で測ることになる。旧優生保護法に対して人権を侵害されたひとたちが声を上げ始めたことは、ひとりひとりの人権の価値が国家の論理よりも優先されるべきであるという価値観の見直しを迫るものである。

障害者の人権の尊重は、障害者のみならず、男性に比べて社会的地位が低いとされる女性やLGBT、さらに市民としての権利が保障されていない外国人にも波及する。私たちはこの問題を障害者だけの問題として捉えるだけでなく、様々な人たちとつながって人権という価値を守っていかねばならないと思う。

仙台つどいの家 職員 佐藤 唯

旧優生保護法について思うこと

「旧優生保護法」この法律を初めて聞いた時には、よく分からなかったが、調べてみるととても恐ろしい法律だということを知った。優生保護法は、2つの目的をもった法律だった。一つは「優性上の見地から不良な子孫の出生を防止する」病気やしょうがいのある子どもが生まれてこないようにするという意味であり、もう一つは「母性の生命健康を保護する」女性の妊娠・出産する機能を保護するという意味だ。この2つの目的のために、不妊手術と人工妊娠中絶を行う条件と、避妊具の販売・指導について定めたのが優生保護法である。

病気やしょうがいのある子供は、生まれてきてはいけないのだろうか。私は、重症心身障害のある方のグループで10年間一緒に活動してきた。言葉での表現は難しくても、表情やしぐさ、目線や声などで喜怒哀楽を全力で表現してくれている利用者の皆さんが、沢山のことを教えてくれた。どんなに重いしょうがいがある方にも

意思があり、夢や希望をもって一生懸命生きている。一つ一つの大切な命を奪うことは、決して許されることではないと思う。

子どもを持つか、持たないかは、国が決めるのではなく、女性やその家族の意思で決めるべきであると思う。親にしょうがいがあったとしても、子どもを持ちたいという希望があれば、それが実現できるように行政や福祉施設、相談機関がサポートしていくことが必要であると思うし、子どもに病気やしょうがいがあるなしにも関わらず、この世に生まれたことを歓迎され、健やかに育児ができる環境が整えられることが望ましいと思う。社会的な環境が整うことで、自分も子どもを持ちたいと思う事ができる女性も増えるのではないだろうか。また、子どもを産む・産まない、様々な理由から産むことが難しい女性が養子を迎えたり、里親になって子どもを持つ・持たない等、どのような選択をしたとしても、しょうがい者を含めすべての女性が差別されない世の中であって欲しいと切に願っている。

明石洋子氏講演会 『地域の中でありのままに生きる』

平成 30 年 10 月 25 日、仙台市宮城野区文化センターシアターホールにて、法人と後援会共催による講演会を開催いたしました。今回は社会福祉法人あおぞら共生会副理事長で知的しょうがいのある自閉症のお子さんがいらっしゃる明石洋子氏をお招きし、「地域の中でありのままに生きる」というテーマでご講演いただきました。

講演では自身の長男、明石徹之氏の子育てを通して、地域のなかで当たり前とともに生きるという実践を具体的なエピソードとともにお話いただきました。特に徹之氏の自己決定を最大限に尊重し、自分らしく生きていくことを全力でサポートしていこうとする明石洋子氏の姿勢を私たち支援者は大いに見習っていきたく感じました。

当日は第 1 部、第 2 部合わせて約 200 名の方にご来場いただきました。ご記入いただいたアンケートから皆さまの声を一部ご紹介いたします。

◇ 息子さんが娘と同一齢ということもあり、私が娘と共に歩んだ今までを振り返ったような気持ちでした。私の娘は地域の中でありのままに生きてきたらどうか、本当はどう生きてきたんだらうかと考えさせられました。親も高齢になり、一緒にいる残された時間は今までより絶対少なくなってしまうけれど誰からも愛される家族でありたいと思いました。

◇ 自閉症を持つ子供の母親です。もっと早くお話を聞ければ良かったのと思うことしきりでした。もっと地域の人々に自分の子供を知ってもらう努力をしなければと思いました。

◇ 「こだわり」を止めるのではなく、そのこだわりを活かしていくという考え方がとても印象的でした。徹之さんは、いきいきと仕事をしていて、それは洋子さんをはじめとする家族や地域の方々、周囲の人の理解と努力が蓄積されてきたのだという背景を強く感じ、とても学ぶことの多い、いい機会になりました。

◇ 「明石通信」を配りながら徹之さんのことを地域に知ってもらう姿勢がすごいと思いました。日々支援していて、自閉症の方を地域の方に知ってもらうことの難しさを感じていたが、徹之さんの水のこだわりをいかすお話がきけてヒントになりました。また、徹之さんの「GH（グループホーム）ではなく新しい家族と過ごしたい」「高校に通いたい」という願いが支援者や地域の方を動かす力になると感じました。

今後もつどいの家やしょうがいのある方を理解してもらうための啓発活動、イベントを企画していきたいと思えます。

(つどいの家・コペル サービス管理責任者 佐藤 靖志)



地域における公益的取り組み ～八木山つどいの家～

平成 28 年の改正社会福祉法において、「地域における公益的な取組」に関する責務規定が創設されました。地域で生活するすべての人々が、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現のために、全国の社会福祉法人は、これまでに培ってきた福祉サービスに関する専門性やノウハウ、地域の皆さんとのネットワークを活かしながら、この取組を積極的に創出していくことが期待されています。

八木山つどいの家は、地域の方々が気軽に集える場として、喫茶「やまかぜのベンチ」を運営しておりますが、この喫茶スペースを「地域交流室」と位置づけ、「サロン活動」「ミニコンサート」「各種学習会」「アート作品のギャラリースペース」など、八木山地区の皆さんのご協力と共に数々の催し物を企画してきました。地域のニーズや課題をもとに、八木山地区で活躍する方を講師としてお迎えし、地域住民と職員と一緒に学ぶ学習会の場としての「手つ学カフェ」も、その一環です。

去る 2019 年 2 月 8 日の「手つ学カフェ」では、東北工業大学で「福祉コミュニティデザイン」を研究されている小山周太郎先生を講師としてお迎えし、地域にお住いの高齢者やしょうがいのある方などの「災害時要援護者」を対象に、災害時における「個別避難計画」について学習会を開催しました。当日は、つどいの家各事業所の防災担当者をはじめ、地域の町内会を支えている会長さん

や防災担当の方、八木山地域包括支援センターの皆さんにもご参加いただき、災害時の避難行動で何らかの困難を抱えている地域の方々にはどのような支援が必要となるのか、参加された皆さんの現状報告を踏まえながら、「個別避難計画」の必要性と実現に向けての課題について意見交換を行いました。参加された町内会会長さんより、「このような話し合いの場を持つことは、とても有意義に感じる」とのご意見をいただきましたが、各々の領域での取り組みを共有し相互理解によるネットワークの構築が課題解決のための第一歩となること、引いては地域共生社会の実現に繋がることを改めて認識する学習会となりました。

「手つ学カフェ」のみならず、地域の皆さんと共に歩いていくことができる事業所として、今後もこのような取り組みを開催していく所存です。皆さんのご参加をお待ちしております。

(八木山つどいの家 高橋 俊宏)



共同募金会様、 中央競馬馬主社会福祉財団様

平成 31 年 3 月、共同募金会を通じて中央競馬馬主社会福祉財団様より助成を頂き、グループホームひかりはうすへトヨタ「新型ノア X」(写真)を導入することが出来ました。ひかりはうす(共同生活援助)は利用者女性 5 名のグループホームですが、同地区にある利用者男性 5 名のグループホームさくらはうすとの共同利用で余暇外出や通院、自宅への送迎など多岐に渡り活用予定です。4WD ですの雪や坂道が多い泉区でも安心して運転が出来るようになります。また、助手席は、リモコンスイッチで回転したりスライドしたり背もたれ角度の自動調整も可能となり、利用者職員共に安全安心に乗降出来る様になりました。新しいグループホームの仲間として大切に利用していきたいと思っております。素敵な車をありがとうございました。

(総務 半沢 まり子)



公益財団法人24時間テレビ チャリティー委員会様

すてっぷ・はうす(仙台市障害者家族支援等推進事業)では、「2018 年 24 時間テレビ 41 愛は地球を救うキャンペーン」にてスロープ付き福祉車両「スズキ エブリワゴン」を寄贈していただきました。日中介護、宿泊介護利用時の送迎や福祉有償運送で使わせていただきます。車いすの利用者さんもたくさんいらっしゃるので、スロープは大変役に立ちます。また、4WD 車なので、坂が多く冬季には路面の凍結が心配な泉区でも安全に送迎を行うことができます。ありがとうございました。

(総務 山口 まなみ)



ご寄付のお願い

経済の発展を優先した国の政策や自治体の財政難等、事業継続が危ぶまれるほど法人経営は非常に厳しい状況です。昨今の社会情勢下にあっても、より良い事業を推進し発展し続けられるよう、皆様のご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

— ご寄付の方法 —

1、寄付申込書

お手数ですが、寄付申込書にご記入の上、**必ず入金前**に法人本部宛に郵送 or FAX をお願いいたします。入金確認後に申込書の内容に沿って、領収書を発行いたします。

【郵送の場合】〒984-0838 仙台市若林区上飯田1丁目17-58 つどいの家法人本部宛

【FAXの場合】FAX：022-781-1573

2、入金

寄付申込書郵送後（送信後）、銀行振込または、郵便払込にて入金をお願いいたします。

● **銀行振込** ○ 七十七銀行 沖野支店 普通 5354960

○ 仙台銀行 沖野支店 普通 1861811

名義：社会福祉法人つどいの家 理事長 下郡山 和子

※振込人名に「キフ」とお付け下さい。(例：キフ ツドイ タロウ)

※銀行振込・郵便払込いずれの場合も手数料のご負担をお願いいたします。

※上記の入金が難しい場合は、現金での持ち込みも各事業所にて受け付けております。各事業所の所在地はホームページにてご確認ください。(http://www.tsudoinoie.or.jp/)

※社会福祉法人つどいの家への寄付は、確定申告によって所得税法上の寄付金控除が受けられます。

【お問い合わせ先】(つどいの家・コペル内) TEL 022-781-1571

ホームページの寄付ページが新しくなります！！

クレジットカード決済による寄付ができるようになります。これまでの銀行・郵便振込による入金と併せてご利用ください。寄付金のページもリニューアル予定ですので、ぜひ御覧ください。

アクセスはこちら。(リニューアルは4月中を予定しております。)



社会福祉法人つどいの家

検索

コペル大改修工事寄付金のご報告及びお願い

皆様のおかげで、つどいの家・コペルは開設から丸17年を迎えました。誠にありがとうございます。

しかしながら、経年劣化による空調設備の大規模な修繕（費用総額2,500万円）が必要となり、利用者が快適に過ごせる室内環境の提供が難しくなりました。そこで昨年12月より目標金額を500万円に設定し、広く寄付の呼びかけを行なったところ、206の個人、団体様から3,281,289円のご寄附を頂戴しました（平成31年2月末日現在）。心より御礼申し上げます。

※目標額にはまだ到達していませんので、引き続き寄付金を募集しております。どうか趣旨にご賛同頂き、下記口座までお振込み下さいますようお願い申し上げます。（1口3,000円～）

七十七銀行 沖野支店 普通 5340144
社会福祉法人つどいの家 つどいの家コペル（1）理事長 下郡山 和子

入金後、寄付申込書のご提出、領収証発行の手続きがごさいますので、「つどいの家・コペル 022-781-1571」担当 福地・阿部までご連絡ください。

（総務 阿部 幸生）

